

令和 6 年 度
第 7 回
徳島地方最低賃金審議会
第 2 回
特定最低賃金合同専門部会

日 時 令和 6 年 12 月 23 日 (月)
午前 10 時 00 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 労 働 局

次 第

1 令和6年度の最低賃金審議結果と総括について

2 令和7年度の審議予定について

3 その他

資 料 目 次

資料番号・資料名	頁
1-1 第54期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿	1
-2 令和6年度徳島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会委員名簿	2
2 最低賃金リーフレット（特定最低賃金）	3
3-1 徳島県最低賃金改正の推移と目安額、未満率、影響率等	5
-2 地域別最低賃金 全国決定状況	6
-3 四国各県の特定最低賃金の推移	7
-4 一般機械等特定最低賃金 全国改定状況	8
-5 電気機械等特定最低賃金 全国改定状況	9
4-1 令和6年度 審議日程	11
-2 公益見解	12
-3 付帯決議	14
5 令和7年度 審議日程（予定）	15
6-1 業務改善助成金パンフレット	17
-2 徳島県賃上げ応援サポート事業リーフレット	21
-3 徳島県賃上げ支援事業リーフレット	23
-4 最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化していますリーフレット	25
-5 よろず支援拠点リーフレット	29
7 低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請	31

<メモ>

第54期 徳島地方最低賃金審議会委員名簿

令和6年4月1日

徳島労働局

区分	氏 名 (50音順)	現 職
公益代表	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部准教授
	だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部教授
	はしむら りょう 端村 亮	弁護士
	むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社論説委員
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会顧問
労働者代表	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部執行委員長
	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部主任
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合書記長
	みなみ れいこ 南 礼子	日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長
使用者代表	あいはら りつこ 藍原 理津子	株式会社ネオビエント代表取締役会長
	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所取締役
	ごとう かんじ 五島 寛治	大麻町商工会会長 有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役
	なかむら あきこ 中村 晃子	社会福祉法人健祥会常務理事
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会専務理事
任命年月日		令和5年4月1日

令和6年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿
(50音字順)

徳島労働局

区分	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	○ はしむら しょう 端村 亮	弁護士	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ はしむら しょう 端村 亮	弁護士
労働者代表	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	きど けいいちろう 木戸 敬一朗	大真空労働組合 徳島支部 副支部長
	つじ やすはる 辻 康晴	JAMジェイテクトシーリングテクノ労働組合 執行委員長	やとう としひろ 矢藤 寿浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
	ほうの やすひと 坊野 靖仁	ジェイテクト労働組合徳島支部 支部長	よこい まい 横井 麻衣	パナソニックエナジー労働組合 あわ支部書記長
使用者代表	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	くめ ともゆき 久米 智之	株式会社NDK 代表取締役
	もり まこと 森 誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	こうのいけ よしかつ 鴻池 義勝	山菱電機株式会社 管理グループ課長
	わたなべ としえ 渡辺 敏江	西精工株式会社 総務部総務課労務係 主任	ごとう かんじ 五島 寛治	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
任命年月日	令和6年7月30日			

備考:◎部会長 ○部会長代理

徳島県の最低賃金

資料 2

時間額

令和6年11月1日から

980 円



徳島県最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業	徳島県最低賃金が適用されています。		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和6年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,038	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和6年 12月21日

業務改善助成金

徳島県最低賃金との差額50円以内(980~1,030円)の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に利用できます。

助成率：最大9割
上限額：最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

キャリアアップ助成金

賃金規定を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上引上げする場合「賃金規定等改定コース」が利用できます。



IT導入補助金

最低賃金引上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。



賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



お問い合わせ・相談先

- **最低賃金** 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- **業務改善助成金** 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)
- **働き方改革や経営改善に向けた相談先** 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



I 最低賃金はすべての労働者に適用されます

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

■減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の①～⑤に該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

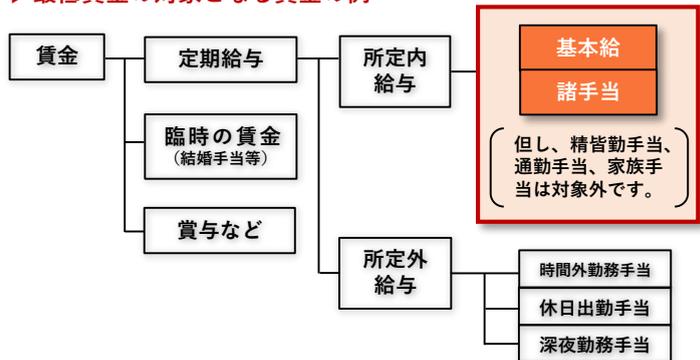
II 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

▶最低賃金の対象となる賃金の例



III 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみでの表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるにはIIに記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- ⑤ 上記①、②、③、④の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制の場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

月給制の場合の比較方法の例

- 徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、
- 1日の所定労働時間 8時間
 - 年間所定労働日数 258日
 - 年間総所定労働時間 2,064時間
(8時間 \times 258日)
 - 1か月の平均所定労働時間 172時間
(2,064時間 \div 12か月)
 - 月給 170,000円

上記の例を、時間額に換算し、徳島県最低賃金額980円（時間額）と比較すると、

$$\frac{\text{月給 } 170,000\text{円}}{172} = 988.37 > 980\text{円}$$

となり、この場合は最低賃金額 **以上** となります。



徳島県最低賃金の改正の推移と目安額、未満率、影響率等

(平成23～令和6年度)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	
県最賃	改正前時間額	645円	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円	896円
	改正後時間額	647円	654円	666円	679円	695円	716円	740円	766円	793円	796円	824円	855円	896円	980円
	引上額	2円	7円	12円	13円	16円	21円	24円	26円	27円	3円	28円	31円	41円	84円
	引上率	0.31%	1.08%	1.83%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.51%	3.52%	0.38%	3.52%	3.76%	4.80%	9.38%
	目安額	1円	4円	10円	13円	16円	21円	24円	25円	26円	—	28円	30円	40円	50円
	目安率	0.16%	0.62%	1.53%	1.95%	2.36%	3.02%	3.35%	3.38%	3.39%	—	3.52%	3.64%	4.68%	5.58%
	引上額-目安額	1円	3円	2円	0円	0円	0円	0円	1円	1円	—	0円	1円	1円	34円
	未満率	0.80%	1.54%	1.22%	1.26%	1.40%	1.34%	2.06%	1.49%	0.97%	1.63%	1.18%	1.92%	1.56%	1.56%
	影響率	0.93%	2.54%	2.17%	2.55%	3.00%	6.88%	5.60%	7.34%	8.75%	5.08%	11.71%	16.43%	14.94%	14.94%
	造作材等	改正前時間額	773円	775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円
改正後時間額		775円	780円	788円	798円	810円	824円	840円	857円	873円	875円	876円	876円	876円	876円
引上額		2円	5円	8円	10円	12円	14円	16円	17円	16円	2円	1円	—	—	—
引上率		0.26%	0.65%	1.03%	1.27%	1.50%	1.73%	1.94%	2.02%	1.87%	0.23%	0.11%	—	—	—
地域引上との差		0円	-2円	-4円	-3円	-4円	-7円	-8円	14円	-11円	-11円	-27円	—	—	—
未満率		8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	7.77%	11.61%	10.14%	11.19%	3.02%	5.77%	—	—	—
影響率		8.65%	7.68%	6.71%	5.41%	1.65%	10.68%	17.00%	12.60%	11.89%	3.81%	6.85%	—	—	—
地域引上との差		2円	-1円	-3円	-2円	-3円	-4円	-4円	20円	-2円	0円	-11円	1円	2円	-34円
一般機械器具	改正前時間額	797円	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円	1020円
	改正後時間額	801円	807円	816円	827円	840円	857円	877円	900円	925円	928円	945円	977円	1020円	1070円
	引上額	4円	6円	9円	11円	13円	17円	20円	23円	25円	3円	17円	32円	43円	50円
	引上率	0.50%	0.75%	1.12%	1.35%	1.57%	2.02%	2.33%	2.62%	2.78%	0.32%	1.83%	3.39%	4.40%	4.90%
	地域引上との差	2円	-1円	-3円	-2円	-3円	-4円	-4円	20円	-2円	0円	-11円	1円	2円	-34円
	未満率	5.31%	4.41%	9.17%	6.21%	7.40%	7.04%	6.27%	7.47%	7.80%	7.40%	3.81%	2.89%	3.59%	3.27%
	影響率	5.54%	5.30%	9.67%	6.73%	9.82%	9.32%	9.27%	12.00%	11.66%	10.89%	7.69%	8.86%	10.41%	10.63%
	地域引上との差	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円	0円	-43円
電気機械器具	改正前時間額	753円	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円	942円
	改正後時間額	759円	766円	777円	792円	805円	822円	841円	862円	885円	888円	911円	942円	983円	983円
	引上額	6円	7円	11円	15円	13円	17円	19円	21円	23円	3円	23円	31円	41円	41円
	引上率	0.80%	0.92%	1.44%	1.93%	1.64%	2.11%	2.31%	2.50%	2.67%	0.34%	2.59%	3.40%	4.35%	4.35%
	地域引上との差	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円	0円	-43円
	未満率	7.62%	8.43%	9.46%	8.76%	2.81%	8.86%	12.32%	10.83%	7.89%	4.99%	1.99%	19.71%	8.86%	9.73%
	影響率	12.96%	14.27%	15.62%	22.94%	10.57%	18.95%	23.95%	22.29%	24.09%	9.72%	22.15%	35.69%	41.70%	30.63%
	地域引上との差	4円	0円	-1円	2円	-3円	-4円	-5円	18円	-4円	0円	-5円	0円	0円	-43円

備 1)算出は小数点以下第3位を四捨五入している。
考 2)未満率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正前の最低賃金額を下回っている労働者の割合
考 3)影響率は、各年度毎の基礎調査時(6月)における改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合

令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
A	埼 玉	1078	50	50	±0
	千 葉	1076		50	±0
	東 京	1163		50	±0
	神 奈 川	1162		50	±0
	愛 知	1077		50	±0
	大 阪	1114		50	±0
	北 海 道	1010		50	±0
	宮 城	973		50	±0
	福 島	955		55	+5
	茨 城	1005		52	+2
	栃 木	1004		50	±0
	群 馬	985		50	±0
	新 潟	985		54	+4
B	富 山	998	50	50	±0
	石 川	984		51	+1
	福 井	984		53	+3
	山 梨	988		50	±0
	長 野	998		50	±0
	岐 阜	1001		51	+1
	静 岡	1034		50	±0
	三 重	1023		50	±0
	滋 賀	1017		50	±0
	京 都	1058		50	±0
	兵 庫	1052		51	+1
	奈 良	986		50	±0

ラ ン ク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	目安額 【円】	引上げ額 【円】	目安差額
B	和 歌 山	980	50	51	+1
	島 根	962		58	+8
	岡 山	982		50	±0
	広 島	1020		50	±0
	山 口	979		51	+1
	徳 島	980		84	+34
	香 川	970		52	+2
	愛 媛	956		59	+9
	福 岡	992		51	+1
	青 森	953		55	+5
	岩 手	952		59	+9
	秋 田	951		54	+4
	山 形	955		55	+5
C	鳥 取	957	50	57	+7
	高 知	952		55	+5
	佐 賀	956		56	+6
	長 崎	953		55	+5
	熊 本	952		54	+4
	大 分	954		55	+5
	宮 崎	952		55	+5
	鹿 児 島	953		56	+6
	沖 縄	952		56	+6
	全 国 加 重 平 均 額	1055		51	

四国各県の特定最低賃金の推移

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	779	10	780	10	770	10	-	
20	時間額	789	10	791	11	779	9	-	
21	時間額	791	2	794	3	781	2	-	
22	時間額	797	6	801	7	788	7	-	
23	時間額	801	4	806	5	792	4	-	
24	時間額	807	6	813	7	798	6	-	
25	時間額	816	9	823	10	807	9	-	
26	時間額	827	11	836	13	820	13	-	
27	時間額	840	13	850	14	835	15	-	
28	時間額	857	17	869	19	856	21	-	
29	時間額	877	20	890	21	877	21	-	
30	時間額	900	23	915	25	902	25	-	
R元	時間額	925	25	940	25	927	25	-	
2	時間額	928	3	943	3	930	3		
3	時間額	945	17	970	27	957	27	-	
4	時間額	977	32	1,000	30	963	6	-	
5	時間額	1,020	43	1,040	40	997	34	-	
6	時間額	1,070	50	1,092	52	1,049	52	-	

電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金

		徳 島		香 川		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額	最賃額	引上額
H19	時間額	733	11	733	11	732	11	721	10
20	時間額	743	10	743	10	742	10	730	9
21	時間額	746	3	746	3	745	3	731	1
22	時間額	753	7	753	7	753	8	738	7
23	時間額	759	6	759	6	760	7	738	0
24	時間額	766	7	767	8	767	7	741	3
25	時間額	777	11	777	10	778	11	745	4
26	時間額	792	15	790	13	792	14	750	5
27	時間額	805	13	805	15	808	16	756	6
28	時間額	822	17	822	17	829	21	766	10
29	時間額	841	19	841	19	849	20	776	10
30	時間額	862	21	862	21	870	21	788	12
R元	時間額	885	23	883	21	892	22	793	5
2	時間額	888	3	886	3	895	3	793	0
3	時間額	911	23	913	27	921	26	793	0
4	時間額	942	31	942	29	947	26	793	0
5	時間額	983	41	982	40	987	40	793	0
6	時間額	1,038	55	1,030	48	1,038	51	793	0

注：徳島県、香川県、愛媛県は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。
高知県は、電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業。

令和6年度 一般機械器具等製造業関係特定最賃決定状況

都道府 県名	改定前額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	地域別最賃 令和6年(円)	備 考
山 形	961	1,012	+51	955	
茨 城	1,005	1,055	+50	1,005	
栃 木	1,007	1,055	+48	1,004	
群 馬	1,006	1,056	+50	985	
千 葉	922	-		1,076	
東 京	832	-		1,163	
神奈川	857	-		1,162	
石 川	1,000	1,040	+40	984	
福 井	933	-		984	
長 野	994	1,043	+49	998	
愛 知	968	-		1,077	
三 重	762	-		1,023	
滋 賀	1,013	1,060	+47	1,017	
京 都	822	-		1,058	
大 阪	1,070	1,127	+57	1,114	
兵 庫	1,035	1,087	+52	1,052	
奈 良	905	-		986	
島 根	1,010	1,068	+58	962	
岡 山	1,005	1,054	+49	982	
広 島	1,020	1,070	+50	1,020	
徳 島	1,020	1,070	+50	980	
香 川	1,040	1,092	+52	970	
愛 媛	997	1,049	+52	956	
佐 賀	974	1,010	+36	956	
長 崎	875	-		953	

都道府 県名	改定前額 (円)	改定額 (円)	引上額 (円)	地域別最賃 令和6年(円)	備 考
北海道	997	1,049	+52	1,010	
青 森	927	968	+41	953	
岩 手	917	975	+58	952	
宮 城	959	1,012	+53	973	
秋 田	930	958	+28	951	
山 形	945	996	+51	955	
福 島	880	-		955	
茨 城	1,002	1,052	+50	1,005	
栃 木	1,008	1,056	+48	1,004	
群 馬	1,006	1,056	+50	985	
埼 玉	1,055	1,105	+50	1,078	
千 葉	1,055	1,105	+50	1,076	
東 京	829	-		1,163	
神奈川	890	-		1,162	
新 潟	1,005	-		985	
富 山	951	1,002	+51	998	
石 川	963	1,008	+45	984	
福 井	857	-		984	
山 梨	997	1,047	+50	988	
長 野	983	1,032	+49	998	
岐 阜	965	-		1,001	
静 岡	997	1,042	+45	1,034	
愛 知	901	-		1,077	
三 重	987	1,031	+44	1,023	
滋 賀	1,003	1,050	+47	1,017	
京 都	1,025	1,074	+49	1,058	
大 阪	1,068	1,127	+59	1,114	
兵 庫	1,002	1,053	+51	1,052	
奈 良	891	-		986	
鳥 取	906	963	+57	957	
島 根	929	987	+58	962	
岡 山	974	1,025	+51	982	
広 島	995	1,045	+50	1,020	
山 口	986	1,032	+46	979	
徳 島	983	1,038	+55	980	
香 川	982	1,030	+48	970	
愛 媛	987	1,038	+51	956	
高 知	793	-		952	
福 岡	1,019	1,071	+52	992	
佐 賀	943	996	+53	956	
長 崎	864	-		953	
熊 本	940	996	+56	952	
大 分	941	996	+55	954	
宮 崎	831	-		952	
鹿 児 島	842	-		953	

令和6年度 最低賃金審議日程

日付		本審	本審以外	特定最賃	公示等	備考
1月					特定最低賃金、適用事業者数、労働者数確定	
3月				特定最低賃金改正の意向表明受付		
6/21	金		公益委員会議(公益委員の役割検討、検討事項確認)			
6/21	金		第1回あり方検討小委員会審議方法、実地視察検討	特定最低賃金改正の申出書受付		6/25 中賃諮問
7/5	金	第1回本審 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、意見聴取の公示、特定最賃専門部会推薦公示	
7/24	水		実地視察(県最賃事業場)			
						7/25 中賃目安 答申
8/1	木	第2回本審 目安答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会金額審議			
8/2	金		第2回県最賃専門部会金額審議、部会報告			
8/9	金	第3回本審	第3回県最賃専門部会金額審議			
8/21	水	第4回本審 特賃必要性答申、特賃金額改正諮問	第4回県最賃専門部会金額審議	第1回特定最賃合同専門部会必要性審議、答申、審議日程調整	特定最賃 意見聴取の公示	
8/29	木	第5回本審 県最賃答申	第5回県最賃専門部会金額審議、部会報告		県最賃 要旨の公示	
9/17	火				異議申出締切日	
9/19	木	第6回本審 異議審議、答申				
9/27	金			第2回一般機機械専門部会金額審議		
10/1	火				県最賃 官報公示	
10/4	金			第2回電気機機械専門部会金額審議		
10/9	水			第3回一般機機械専門部会金額審議		
10/16	水			第4回一般機機械専門部会金額審議、部会報告、答申	一般機 要旨の公示	
10/17	木			第3回電気機機械専門部会金額審議、部会報告、答申	電気機 要旨の公示	
11/1	金				県最賃 発効予定日	
11/15	金				一般機 官報公示	
11/18	月				電気機 官報公示	
12/21	土				特定最賃 発効日	
12/23	月	第7回本審 総括		第2回特定最賃合同専門部会総括		

令和6年度

徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員見解

- 1 全会一致での結審を目指し、努力をしてまいりましたが、残念ながら、労使意見の隔たりが大きく一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。
- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、「現行額（896円）から84円引き上げ、改正額980円」とするべきとの判断に至りました。
以下、その理由について説明します。
- 3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」として、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定めていますが、この3要素に基づき、各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えます。
この点、令和6年度第3回徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会における提出資料1「主要統計資料（追補版）」では、
 - ① 労働者の生計費については、
 - ・「4人世帯の標準生計費月額」（都道府県人事委員会「給与勧告」（参考資料）2023年4月）が、33位
 - ・「消費者物価地域差指数（都道府県下全域）」（総務省「小売物価統計調査（構造編）」2023年）が、23位
 - ・「1月あたりの消費支出額（総世帯のうち勤労者世帯）」（総務省「家計調査」2023年）が、11位
 - ② 労働者の賃金については、
 - ・「新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上）」（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）が、男性29位、女性14位
 - ・「定期給与」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」2023年）が、32位
 - ・「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、平均額で20位、下限額で25位
 - ③ 通常の事業の賃金支払能力については、
 - ・「有効求人倍率」（厚生労働省「職業安定業務統計」2023年）が、32位

- ・「失業率」（総務省「労働力調査都道府県別調査結果（モデル推計値）」2023年）が、低い順で9位
- ・参考数値ではありますが、「県民所得（財産所得を除く）に対する県民雇用者報酬の割合」（内閣府「県民経済計算」2020年）が、低い順で3位等となっていることから、これらを総合的に見ると、徳島県は全都道府県中、中位より上に位置しているということが出来ます。

4 ここで、令和5年における全都道府県の地方最低賃金額についてみてみると、中位はおおむね930円程度となっています。

5 これに関し、3に掲げた各種の指標から徳島県は全都道府県中中位より上に位置していることや、徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要があるとの委員の意見があったことを踏まえると、令和6年徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた額より上に位置付けることも考えられます。

6 一方、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同日閣議決定）において、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」ととされていることから、この目標を達成するためには、来年以降も継続して最低賃金額の引上げを行っていく必要があるものの、徳島県内においては中小零細企業が多く、その賃金支払能力を踏まえると、企業の持続的発展のためには最低賃金額の急激な変化は抑制されるべきであるとの委員の意見も参酌する必要があります。

7 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和6年度における徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額50円を加えた「980円」とすべきとの判断に至ったものです。

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正に当たり最低賃金の引上げにより中小企業・小規模事業者が受ける経営への影響が懸念されることから、政府及び徳島県に対し、下記について要望する。

記

- 1 最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が、今後とも業と雇用を守ることができるよう、業務改善助成金その他の賃金引上げに関する助成金（以下「助成金等」という。）に関し、以下の取組を実施すること。
 - (1) 厚生労働省
 - ・より多くの企業が、助成金等を利用できるよう、要件緩和を含む制度の拡充
 - (2) 徳島労働局
 - ・助成金等の審査の迅速化、審査内容の簡素化等の運用改善及び申請手続の支援強化
 - ・助成金等の対象となる設備投資の具体的事例や、助成金等を含む賃金引上げ関連施策全般に係る周知の徹底
 - (3) 徳島県
 - ・企業等が賃上げを実施した際その経費の一部を補填する支援金の創設や賃上げ応援サポート事業等支援策の充実強化
 - ・助成金等を始めとした賃金引上げ関連施策に係る周知への協力
- 2 中小企業・小規模事業者が労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格に転嫁できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づく各種施策について、強力に取組を進めること。

加えて、以下の取組について、その実施を強く要望するとともに、とりわけ二点目については、地方公共団体においても必要な施策を講ずるよう特に強く要望する。

 - ・下請Gメン等の活用による下請法の執行強化
 - ・「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の確実な実施
 - ・公的価格制度の対象となる事業に従事する労働者の賃金引上げに係る支援策の強化
 - ・製造業等における原材料の輸送費の高騰を抑制するための、本州四国連絡道路の海上部通行料金に係る引下げ又は支援策の実施
- 3 人手不足の深刻化に対応するため、厚生労働省及び徳島労働局は、以下の取組を実施すること。
 - ・ハローワークにおける求職者と企業のマッチング機能の強化、利便性の向上等による人材確保の推進
 - ・いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことを可能とするキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の申請手続の簡素化及び分かりやすいパンフレットの作成等による周知の強化

令和7年度 最低賃金審議日程(予定)

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示等
1月				適用事業者数、労働者数確定	
3月				改正の意向表明受付	
5月			公益委員会議 公益委員役割検討		
6月		第1回 本審 会長及び会長代理選任	第1回 あり方検討小委員会 審議方法、実地視察検討		
7月		第2回 本審 県最賃諮問、特定最賃必要性諮問			専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推薦公示
7月中旬					
7月下旬		第3回 本審 目安答申伝達、意見	第1回 県最賃専門部会 金額審議		
8月上旬		本審 県最賃答申	第2～回 県最賃専門部会 金額審議、部会報告		答申要旨の公示
					異議申出締切日
8月下旬		本審 県最賃異議審議、答申、特賃必要性答申、特賃金額改正諮問		第1回 特定最賃合同専門部会 必要性審議、答申、審議日程調整	特定最低賃金 意見聴取の公示
9月				実地視察	県最賃 官報公示
9～10月				第2～回 特定最賃 専門部会 金額審議、答申	要旨公示(異議)
10月上旬					県最賃 発効予定日
10月					特定最低賃金 異議申出締切日
11月					特定最低賃金 官報公示
12月		本審 総括		第2回 特定最賃合同専門部会 総括	
12/21	日				特定最賃 発効予定日

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。



対象事業者・申請の単位

【参考】徳島県最低賃金 896円 (R5.10.1改正)

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

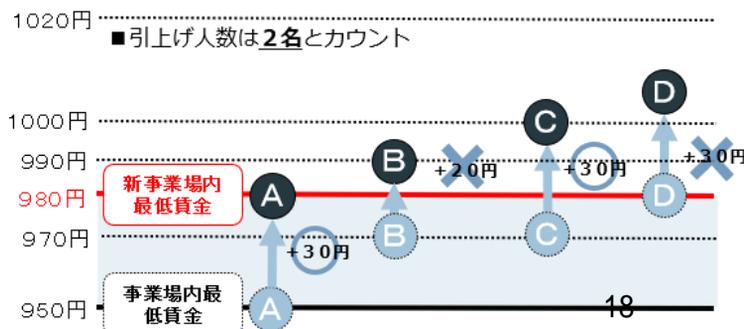
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



徳島県の場合 (R5.10.1改正)

助成率

896円～946円

事業場内最低賃金	助成率
900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)

()内は企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に適用されます。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の変革事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただけます。

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 3,126KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しきれなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができなかった。検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

<導入後>

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

さらなる工夫

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能がないため干し取り取り込みする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干し及び取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。**
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了(※)

対象!

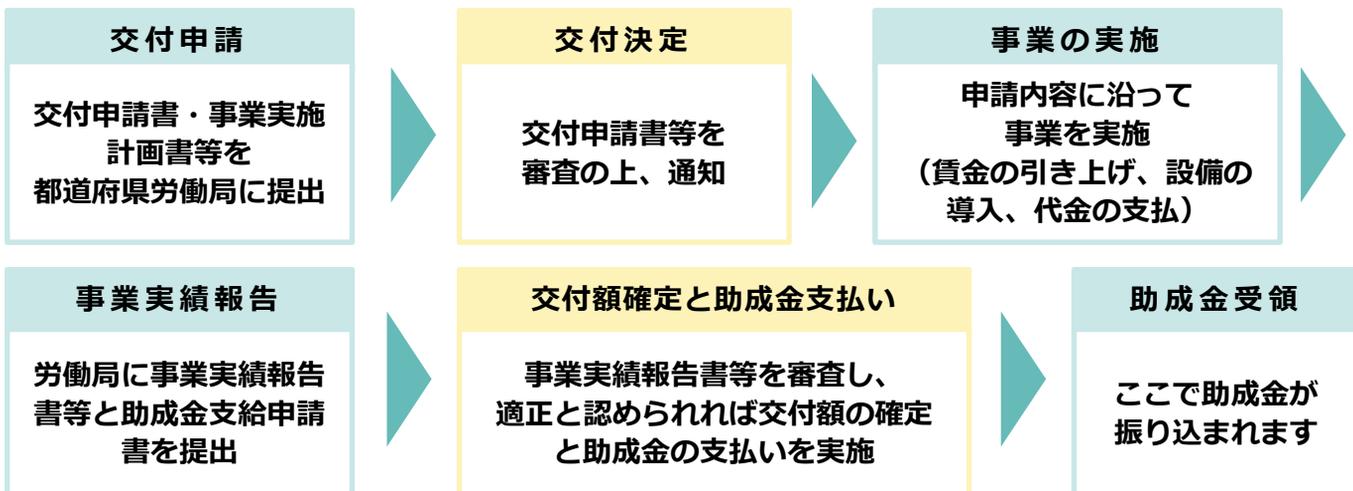
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が950円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は**徳島労働局 雇用環境・均等室**です
住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター 電話番号：0120-967-951（受付時間 平日9:00～17:00）

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



徳島県賃上げ応援サポート事業のご案内

設備投資等の**生産性の向上に取り組む、**
賃上げを行う「中小・小規模事業者」を支援します!

実質
負担なし!

①国の業務改善助成金の上乗せ助成

生産性向上のために設備投資等を行うとともに、賃金引き上げに取り組む、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対して、「業務改善助成金」の助成率に応じて、助成金を上乗せして補助します。

業務改善助成金については
こちらをご確認ください。



<対象要件>

- 令和6年4月1日以降に徳島労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行い、**令和7年3月7日(金)までに確定通知を受けていること**等

設備投資額が助成上限額内の場合

国の助成率	+	県の助成率	=	国と県をあわせて
設備投資等に要した費用 × 9/10 の場合		設備投資等に要した費用 × 1/10		設備投資等に要した費用 × 10/10
設備投資等に要した費用 × 4/5 の場合		設備投資等に要した費用 × 1/5		設備投資等に要した費用 × 5/5

※設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり

②社会保険労務士への報酬費用補助

次の(ア)「業務改善助成金」、(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を補助します。(※1)

(ア)「業務改善助成金」

※令和6年4月1日以降に交付申請を行い、**令和7年3月7日(金)までに、額の確定通知を受けていること。**

(イ)「キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)」

※令和6年4月1日以降にキャリアアップ計画書を作成し、**令和7年3月7日(金)までに、徳島労働局に受理されていること。**

社会保険労務士への依頼を考えている方は、補助制度の活用もご検討ください!



<補助額>

- 報酬費用に補助率1/2をかけた額(上限:10万円)
- ※(ア)及び(イ)の両方を提出する場合、上限額は各10万円となります。

<申請手順>

(ア)のみ申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(ア) + (イ)を申請	⇒	「①上乗せ助成」とあわせて提出
(イ)のみ申請	⇒	単独で提出

(※1)年間契約をしている場合は、上記(ア)、(イ)の書類作成等を依頼したことで、追加で発生した料金部分を補助対象とします。

申請方法

申請書類を**令和7年3月10日(月)【必着】**までに、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出してください。

- ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。
- ※詳しくは県HPをご確認ください。

県HPはこちら!

「徳島県賃上げ応援サポート事業」に関するお問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当
MAIL: roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

徳島県 賃上げ応援サポート

検索

TEL: 088-621-2346
FAX: 088-621-2852



徳島県では、時間給「**930円未満**」の従業員の賃金を「**980円以上**」に引き上げた中小企業等を対象に**一時金を支給**します！

支給対象事業者

県内に事業所を有する中小企業等(詳細は裏面に掲載)

※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用しているものに限る)も含む。

一時金の支給額

● 正規雇用労働者

▶ 1人当たり**5万円**

● 非正規雇用労働者

▶ 1人当たり**3万円**

(1事業者当たり**最大50万円**) ※1事業者:法人番号単位での申請

支給要件

①賃上げの対象時期 令和6年4月1日から令和6年11月1日まで
(改定後の賃金の支給が令和6年12月以降となったものを含む)
※対象時期に複数回の賃上げを行った場合も可

②賃上げ対象従業員 令和6年8月1日時点で、県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間4時間以上(月所定労働時間18時間以上)であること。
なお、国の令和6年度キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の適用を受けた従業員又は受ける見込みの従業員は除く。

③賃上げ額 (ア)対象時期において、1時間当たりの賃金額「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げていること。
(イ)引き上げ後、最低1か月以上の賃金支給実績があること。

④その他 引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

申請受付期間&申請方法

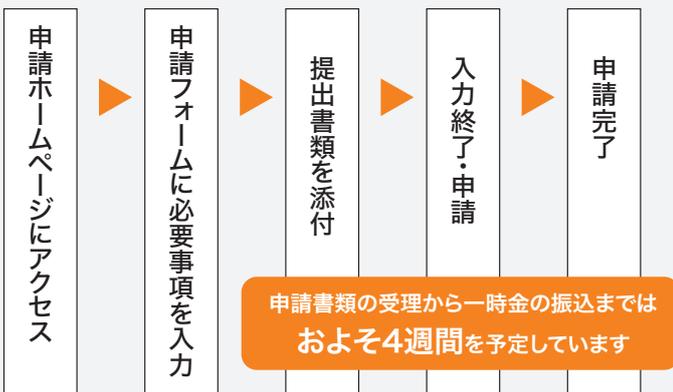
令和6年12月2日(月)～令和7年2月28日(金)必着

- ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください。
- 電子申請については、12月9日からの受付。

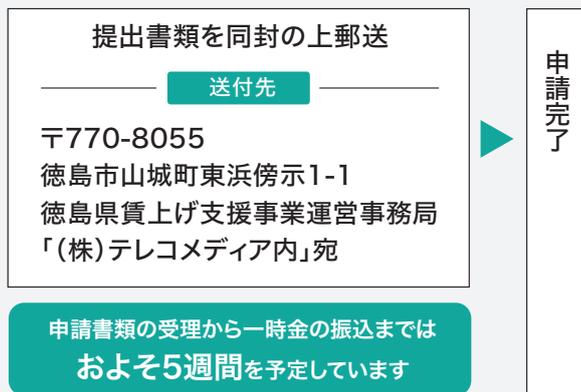
詳細は
ホームページを
ご確認ください。



■ ホームページからの申請の流れ



■ 郵送申請の流れ



一時金申請について

申請書類

- ① 徳島県賃上げ支援事業申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- ⑤ 一時金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥ (法人のみ)履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ⑦ (個人事業主のみ)直近の確定申告書(「青色申告」または「白色申告」)の写し
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類



支給対象事業者(法人の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(※1)、協同組合等(※1)及び普通法人(※1)に該当。
- 2: 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- 3: 県内の事業所に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用していること
- 4: 徳島県税に未納がないこと。
- 5: 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- 6: 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- 7: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 8: 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体、又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- 9: 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 徳島県および県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし大企業(※3)
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者(※4)

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

※3 みなし大企業とは、以下①から⑤に該当する者とする。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ 上記①～③の中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の 業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※4 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者とは、次の①及び②の両方を満たさない法人

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること
- ② 常時使用する従業員の数が300人以下であること

支給対象事業者(個人事業主の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 徳島県内税務署へ開業届を提出している個人事業主。
- 2: 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記「支給対象事業者(法人の場合)」欄中3から9の全ての要件に該当するもの。

申請方法

● ホームページからの申請



● 申請書類のダウンロード(郵送用)



お問い合わせ

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1
徳島県賃上げ支援事業運営事務局「(株)テレコメディア内」
TEL:088-603-8060

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う

支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性があります。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)
2～3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)
4～6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円

※10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は**4/5**
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
 $300万円 \times 4/5 = 240万円$
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440



<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 正社員化コース | ④ 賃金規定等共通化コース |
| ② 障害者正社員化コース | ⑤ 賞与・退職金制度導入コース |
| ③ 賃金規定等改定コース | ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース
(R5.10～) |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら



問合先 都道府県労働局

<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↓現在の公募要領はこちら



問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<賃上げを後押しするその他施策>

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援します。

□補助上限：最大200～1,000万円（従業員数による）

更に一定の賃上げで、上限額を最大300～1,500万円に引き上げ

□補助率：1/2以下

詳しくはこちら



問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

詳しくは▼

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除



※令和6年3月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご注意ください。

問合せ先 税制サポートセンター
全企業・中堅企業向け税制：0570-078-117
中小企業向け税制：03-6281-9821



<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点

中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず
支援拠点

売上拡大
経営改善

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！
お気軽にご連絡ください。

- 1 売り上げ拡大のための解決策を提案します
⇒「経営革新支援」
- 2 資金繰りや事業再生等に関する
経営改善のための経営相談に応じます
⇒「経営改善支援」
- 3 地域の支援機関とのネットワークを活用して、
経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します
⇒「ワンストップサービス」

各都道府県のよろず支援拠点はこちら

裏面をご覧ください

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください！

※「よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。
(独) 中小企業基盤整備機構が、「よろず支援拠点」の活動支援等を行う「よろず支援拠点全国本部」となっています。

各都道府県のよろず支援拠点

	拠点名	住所	相談電話番号	設置機関	
北海道	北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	
東北	青森県よろず支援拠点	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-721-3787	(公財) 21 あomorい産業総合支援センター	
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北飯岡2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3826	(公財) いわて産業振興センター	
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-14-2	022-393-8044	宮城県商工会連合会	
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5605	(公財) あきた企業活性化センター	
	山形県よろず支援拠点	山形市松栄1-3-8 山形県産業創造支援センター2階	023-647-0708	(公財) 山形県企業振興公社	
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館4階 403号室	024-954-4161	(公財) 福島県産業振興センター	
関東	茨城県よろず支援拠点	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5339	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構	
	栃木県よろず支援拠点	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2618	(公財) 栃木県産業振興センター	
	群馬県よろず支援拠点	前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階	027-265-5016	(公財) 群馬県産業支援機構	
	埼玉県よろず支援拠点	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	0120-973-248	(公財) 埼玉県産業振興公社	
	千葉県よろず支援拠点	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト23階	043-299-2921	(公財) 千葉県産業振興センター	
	東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6 共栄火災ビル1階	03-6205-4728	(一社) 東京都信用金庫協会	
	神奈川県よろず支援拠点	横浜市中区尾上町5-80	045-633-5071	(公財) 神奈川県産業振興センター	
	新潟県よろず支援拠点	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階	025-246-0058	(公財) にいがた産業創造機構	
	山梨県よろず支援拠点	甲府市南口町7-20	055-288-8400	(公財) やまなし産業支援機構	
	長野県よろず支援拠点	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5875	(公財) 長野県産業振興機構	
	静岡県よろず支援拠点	静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5117	静岡商工会議所	
	中部	愛知県よろず支援拠点	名古屋市中区村区名駅四丁目4番38号 ウィンクあいち14階	052-715-3188	(公財) あいち産業振興機構
		岐阜県よろず支援拠点	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階 (県民ふれあい会館)	058-277-1088	(公財) 岐阜県産業経済振興センター
		三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル5階	059-228-3326	(公財) 三重県産業支援センター
富山県よろず支援拠点		富山市高田527 情報ビル1階	076-444-5605	(公財) 富山県新世紀産業機構	
石川県よろず支援拠点		金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-6711	(公財) 石川県産業創出支援機構	
近畿		福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル3階	0776-67-7402	(公財) ふくい産業支援センター
	滋賀県よろず支援拠点	大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階	077-511-1425	(公財) 滋賀県産業支援プラザ	
	京都府よろず支援拠点	京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	(公財) 京都産業21	
	大阪府よろず支援拠点	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階	06-4708-7045	(公財) 大阪産業局	
	兵庫県よろず支援拠点	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085	(公財) ひょうご産業活性化センター	
	奈良県よろず支援拠点	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-81-3840	(公財) 奈良県地域産業振興センター	
	和歌山県よろず支援拠点	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ6階	073-433-3100	(公財) わかやま産業振興財団	
	中国	鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	0857-31-6851	鳥取県商工会連合会
		島根県よろず支援拠点	松江市北陵町1番地テクノアークしまね内	0852-60-5103	(公財) しまね産業振興財団
		岡山県よろず支援拠点	岡山市北区磨屋町3-10 (クリエイティブコワーキングスペースTOGITOGI内)	086-206-2180	(公財) 岡山県産業振興財団
		広島県よろず支援拠点	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1階	082-240-7706	(公財) ひろしま産業振興機構
山口県よろず支援拠点		山口市小郡令和1丁目1-1 山口市産業交流拠点施設4階	083-902-5959	(公財) やまぐち産業振興財団	
四国		徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町5番地8-8 徳島経済産業会館2階	088-676-4625	(公財) とくしま産業振興機構
	香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-6090	(公財) かがわ産業支援財団	
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米窪田町487-2 テクノプラザ愛媛別館内	089-960-1131	(公財) えひめ産業振興財団	
	高知県よろず支援拠点	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館5階	088-846-0175	(公財) 高知県産業振興センター	
九州	福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-7809	(公財) 福岡県中小企業振興センター	
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町大字八戸溝114番地	0952-34-4433	(公財) 佐賀県産業振興機構	
	長崎県よろず支援拠点	長崎市桜町4-1 長崎商工会館9階	095-828-1462	長崎県商工会連合会	
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町大字田原2081番地10	096-286-3355	(公財) くまもと産業支援財団	
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-537-2837	(公財) 大分県産業創造機構	
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2 宮崎県工業技術センター2階 (宮崎テクノリサーチパーク内)	0985-74-0786	(公財) 宮崎県産業振興機構	
	鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館3階	099-219-3740	(公財) かがしま産業支援センター	
沖縄	沖縄県よろず支援拠点	那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	098-851-8460	沖縄県商工会連合会	
よろず支援拠点全国本部		(独) 中小企業基盤整備機構			

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください!

よろず支援拠点コーディネーター等がご相談をお受けします!

30

※このチラシは、よろず支援拠点全国本部が作成しています。



2024年12月10日

徳島県労働局
局長 竹中 郁子 殿

全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 大野 隆
同・大鵬薬品工業労働組
執行委員長 鎌田 剛

低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請

＝ 年二回の改訂で、
早急に1,500円以上の最低賃金の早期実現を求めます ＝

この間、米価の上昇指数が58%を超えるという生活関連品目の物価上昇で、労働者の生活が急速に脅かされている情勢の変化に鑑み、いくつかの点を申しれます。

徳島県の地域別最低賃金を早期に1,500円以上にするように求めます。年2回の最低賃金改訂を視野に入れ、少なくとも消費者物価の上昇を下回らず、とりわけ「頻繁に購入する品目」指数を重視した最低賃金の審議を求めます。

審議の公開に関しては、当労組の新たな調査状況も踏まえ、全面公開を強く求めます。以下に、項目別に要請します。

1. 物価上昇を上回る地域別最低賃金の引き上げ、年2回の引き上げを行うこと。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにすること。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数・「基礎的支出項目」指数を採用するだけでなく、「頻繁に購入する品目」指数を最重視すること。またこの間、諸団体が行っている生計費調査を参考にすること。
- (2) 「類似の労働者の賃金」として、賃金状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としていますが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっています。最低賃金の影響率が1～2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。急速に拡大する大手企業の非正規労働者の賃金など、対象事業所を拡大し調査すべきです。また、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。
- (3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。10月に昇給する労働者が年々増加しており昨年は33%を超えています。賃金状況調査を6月だけでなく12月にも行うこと。そのための予算を確保すること。

2. 石破政権が決定した「総合経済対策」が「2020年台に全国平均で1500円」をめざすという中で、新たな最低賃金引上げ目標を早急に決めること。

- (1) 地域間格差を無くし直ちに全国一律最低賃金制度に向けた検討を行い、1,500円以上の最低賃金を実現すること。率でなく額での地域間格差縮小を目指し、早急に実現する道筋を明らかにすること。

(2) 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

3、最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものにする。

(1) 低賃金労働者からの意見聴取を行うこと。

(2) 地方最低賃金審議会のすべての審議を全面公開すること。答申までの審議会の議事録、もしくは議事要旨を答申日から7日以内に公開すること。また、異議審までの議事録を、地域別最低賃金の発効日からおおむね1か月以内に公開すること。また、公労、公使の協議についても議事録を作成・公開すること。

① 2024年3月18日の厚労省への要請において、二者協議の記録について尋ねたところ、担当者から「原則、会としてやっているのであれば、記録として残るべきもの」と回答があった。二者協議はたとえ非公開であったとしても、記録すべきものであることがはっきりしています。審議会の事務局を担う徳島労働局は、この点を明確にして、審議会の運営の公開に十分配慮すべきです。

二者協議を議事録として記録：宮城・福島・栃木・岡山・香川・愛媛・熊本。

議事要旨として記録：栃木・山梨・山口・香川。

公益委員会議を議事要旨として記録：鳥取。 (以上、2024年5月14日判明分)

議事の公開が議論になるのは目安審議における議論のプロセスが見えづらいことが原因です。審議の透明性や納得感を高めることが求められていることを理解して、徳島労働局、徳島地方最低賃金審議会は、審議会の全面公開の対応を求めます。

- ② 専門部会において二者協議だけで審議を進行させ、審議の不透明なケースがある。議論の過程を明らかにした議事進行を行い、三者協議を公開にした趣旨を生かすよう、情報提供を繰り返し行うこと。
- ③ 審議会において意見を述べようとする者に対して口頭で陳述を行わせて質疑応答を積極的に行い、委員自らが事業場に出向いて視察するなど、外部からの多様な意見を得る努力をすること。
- ④ 議事録や議事要旨の公開が遅い。迅速に公開すること。

(3) 低賃金労働者の実態を調査せず、意向も聞こうとしない公益委員を罷免し、交代させること。また、公労使委員を事務局がとりまとめて懇親会を行うことなどは、事務局の中立性が疑われるので行わないこと。

4、徳島地方最低賃金審議会の労働者委員に低賃金労働者の代表を入れること。

最低賃金審議会委員について、生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者及び社会保障法を専門とする学者、労働者委員については中小零細企業労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する関係労働組合、並びに全国一般労働組合大鵬薬品工業労働組合からの推薦を受け入れるようにすること。

以上